

戦後剣道の動向
——ルールの変遷と現状から——

国分国友*

The Trend of Postwar Kendo

—In referring to the transition of rules and the real of Kendo.—

Kunitomo KOKUBU*

Abstract

After war, Kendo made a rapid progress. It was not only because we the Japanese found ourselves in great stability, both material and moral, but because our interest in traditional Japanese things was gradually rising higher, on the chance that Japan got independent under “Peace Treaty,” which was concluded in April, 1952.

That is, Shinai (Bamboo sword) Exercising, Organizing Kendo League, Establishing Kendo's idea, Adopting Kendo as school physical education, Kendo for children, kendo for women, International Kendo, Reforming Rule for Referees in Match... Those were the main contents of the progress.

Above all, ‘Rule for the Referees in Match,’ reflecting Kendo's contents and its practice in each era, has been reformed and arranged many, many, times, while Kendo has been widely spread and developed.

Then, in this study I am going to think about the trend of postwar Kendo, by comparing ‘Show 44th Year's Rule,’ which includes the contents since ‘28th,’ with ‘54th’ and ‘62th,’ which were newly reformed, and by considering the relation between “rule and Kendo.”

KEY WORDS: *Transition of rules. Postwar Kendo, Yūkō Datotsu*

はじめに

戦後剣道は、昭和27年4月講和条約による日本の独立を契機として、物心両面の安定をみるに当り、日本的なものへ関心もしいに高まっていくなかで急速に復活発展してきた。

即ち、しない競技、剣道連盟の結成、学校体育への採用、各職域・幼少年・女子・国際剣道、日

本剣道形の思想統一、剣道理念・修業の心構え制定、大会と試合審判規則などが発展の柱となっている。さらに、これらが経済の高度成長やさまざまな社会的背景と相俟って、その充実を高め今日に至っている。

とくに、大会試合のあり方は発展の中核的要素であることから、それを運用する試合審判規則は大きな比重をもってきた。この試合審判規則は戦

*鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, Kagoshima, Japan

前戦後を通じ、幾度となく改正されたが、体育スポーツとして復活した剣道を背景にもつ、戦後最初の昭和28年規則が最も大きな改正であり、昭和44年まで7回にわたり改正された。いづれの改正も昭和28年規則を基盤にその内容を整理し、現象面をとらえた不合理の是正、あるいは補足して、むしろ、この規則を助長していく改正であり本質的改正ではなかった。この同44年規則は復活剣道を受け、普及発展の道を共にし10年間の長期にわたり実施された。その後、同55年4月施行の規則が誕生した。この改正規則は試合の実態より、質的向上を計るべく、有効打突の条件や鏢競い合い、場外の取り扱いなどかなり本質的改正となった。これは剣道の理念に基づく実践をめざしたもので、剣道は充実期を迎えたといえる。しかし、この規則の施行の過程で運用上や試合の実態を踏まえた是正、規則そのものの整理統合（内容の系統性、文章の明確化、用語の統一など、）あるいは国際的剣道を前提にした規則の必要性が生じ、より充実

を期した規則の改正を行った。この規則が今回の同62年10月施行の改正規則である。

以上のように戦後剣道は復活から普及発展し充実期を迎えたが、その様相は試合審判規則に如実に表現されている。これらの規則の変遷から戦後剣道の動向を考察する。

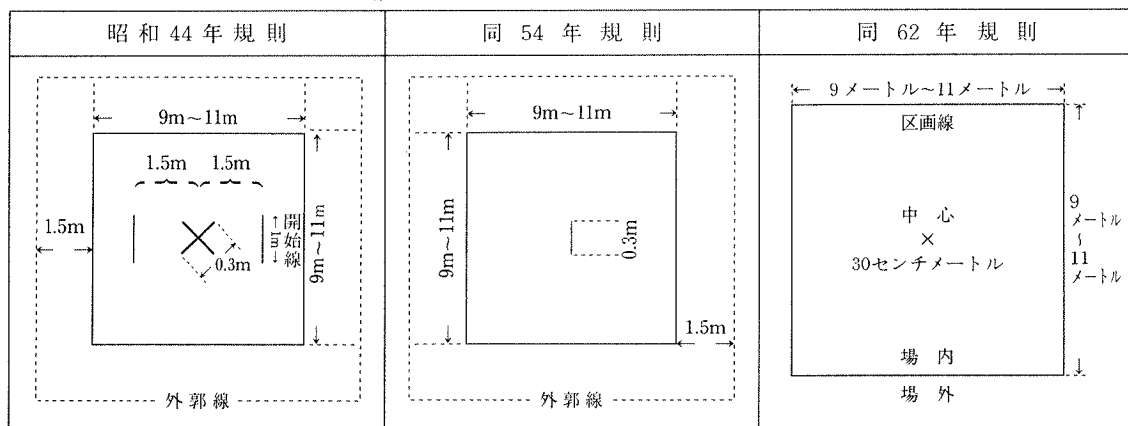
研究方法

昭和44年4月施行規則は、戦後初の昭和28年規則以来全ての改正規則を包含し、最も整った規則である。そこで、本研究はこの昭和44年規則、その後の同54年4月施行規則及び今回の同62年10月施行規則に着目し、この三者の試合規則を主体に主な条文を比較検討し、試合の実態や審判規則を含めた考察を試みるものである。但し、規則及び全剣連の解説要点はそのまま掲載する。

結果と考察

試合場（試合規則第2条）（図1）

Table 1. Place of match



昭和44年規則は開始線があり、幼少年の大会によっては礼をする位置まで線で示した例もある。

²⁾その結果、試合者の作法が開始線、礼線などの補助手段に頼りすぎることになった。同54年規則では立礼は提刀で相互の距離を9歩とった位置で行い、前進後退の3歩は帯刀で行うなど剣道形を参考にし、上述の補助手段を取り除いた。試合始めに双方が構えたとき（蹲踞及び立位）は、剣先が

ふれるかふれない程度にして試合者に緊迫感を出すとした。剣先のふれるかふれないかの程度は間という剣理をそこなわない最小限のところであり、交差することを絶対に認めないとしている。交差しているときは主審が矯正する。また、極端に離れてはいけないが、双方の体勢氣勢の満ちた状態を重視し、少々離れている程度は修正する必要はないとした。昭和62年の規則では剣先のふれるか

ふれないかの程度、つまり、その許容範囲を10センチメートル以内としている。また、試合の定義を設定し、試合場内で試合することを明記したこ

とから、場外反則との関連で注意がいる。

竹刀の規格（試合規則第4条）（表2）

Table 2. Fixed standards of Shinai

昭和44年規則				同54年規則			
	中学校	高校生	大学生・一般		中学生	高校生	大学生・一般
長さ	112cm以内 (約3.7尺以内)	115cm以内 (約3.8尺以内)	118cm以内 (約3.9尺以内)	長さ	112cm以内 (約3.7尺以内)	115cm以内 (約3.8尺以内)	118cm以内 (約3.9尺以内)
重さ	375g ~450g (約100匁 ~約120匁)	450g ~485g (約120匁 ~約130匁)	485g以上 (約130匁以上)	重さ	375g以上 (約100匁以上)	450g以上 (約120匁以上)	500g以上 (約133匁以上)
同62年規則 ⁷⁾							
	性別	中学生	高校生 (相当年齢の者も含む)	大学生・一般			
長さ	男 女 共 通	114センチメートル以内	117センチメートル以内	120センチメートル以内			
重さ	男性	425グラム以上	470グラム以上	500グラム以上			
	女性	400グラム以上	410グラム以上	420グラム以上			

Table 3. Structural name of Shinai

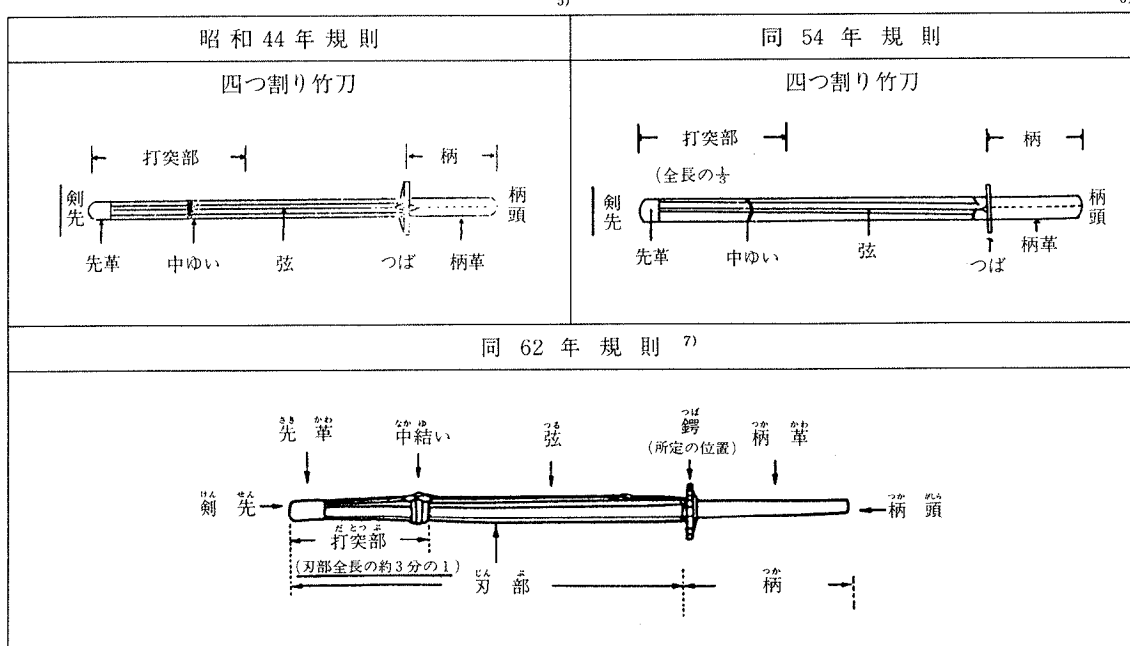


Fig. 2. Structure of Shinai

昭和44年規則は竹刀の重さに上限下限があったが、同54年規則で上限を廃止し、自分の技量や体力に応じ竹刀を選択できるようにした。竹刀の重さで上限をはずしたことで、安全性を無視したと不安視する趣きがあるが、これは技能の進展性や打突行動の関連から不安視する理由はない。また、女性の竹刀の重さは自由か、申し合わせ事項として取り扱ってきたが、昭和62年規則にはじめて規格が規定された。これは女性の体位体力の向上や女子の剣道の充実からである。竹刀の長さは実質竹刀の竹だけの長さで表示してきたが、竹に附属品をつけ、竹刀の完成品の長さを明示した。重さは従来より完成品であり、ここで重さ長さとも完成品で表示されることで統一された。

竹刀の構造と名称(試合規則第5条)(表3)(図2)

昭和44年の規則は「つば止」を記載していたが、同54年の規則で削除している。また、第7条につばは固定するものとあり、各人の責任で固定するのでその工夫が必要である。固定の位置は柄と刀身の境である。刃筋については弦が刀鋒であり、弦の反対側が刃であるという考え方が定着しているので、打突部(全長の1/3)という呼称にしていた。同62年規則では刀身の弦の反対側を刃部と明示し、打突部を全長の1/3から刃部全長の1/3とした。その結果、ほぼ中結いの位置がその1/3にあたる。これは刀の操法の原理に基づいていた技能の向上をめざしたものである。

判定基準(試合規則の8条5号, 審判規則第8条14号)(表4)

昭和44年規則は判定によって、勝敗を決める場合にその基準を明示していなかった(但し、警察剣道ではあった。)ので、同54年規則ではその不備を補い、その基準と方法を明示した。しかし、このことは判定制度を奨励しているのではない。判定制度の採用とその取り扱いの時期は大会の規模などの特性を考慮した申し合わせによるとした。そして、判定の実際は、判定期間内の試合内容である「ア、姿勢、イ、態度(攻勢・1本に近い技を含む)、ウ、反則の三つを総合して勝敗を判定す

るものとし、基準に優先の順位を定めない。」としている。判定期間以外(前の試合)の試合内容は参考にしない。この判定制度採用の大会は警察剣道に多く、その他全日本選手権で採用しているくらいで、ほとんど採用していないのが実情である。同62年規則は判定基準を(1)姿勢・態度・(2)技能(1本に近い技)(3)反則としている。また、「判定勝ちまたは抽せん勝ちの者に対し1本を与える。」ことを規定した。

試合者の服装(試合規則第7条)(表5)

昭和44年規則は稽古着、袴及びシャツ、ズボンとも可としていたが、同54年規則で稽古着、袴だけを明示した。試合規則の性格や試合で定着したという実情を考慮した。幼少年剣道や学校正科時剣道指導の場などのような「公式試合以外の剣道活動については制限しない。」とした。しかしながら、²⁾稽古着、袴の服装は公式試合のみならず指導の場においても導入や精神的にも折目正しく効果的剣道ができることや剣道本来の特性を発揮できることから、近年徐々に定着してきた。同62年規則の服装は同じ内容であり、稽古着、袴の使用は徹底してきている。その他、従来、申し合わせ事項として取り扱ってきた「名札(従来、ゼッケン)及び標識(従来、タスキ)」は、その要領を含めて規則に明示した。

副審の任務(試合規則第11条)

昭和44年規則は「危険防止、反則、タイムアップなどで主審に代わって止めの表示を行うことができる。」としていたが、同54年の規則は緊急の場合「危険防止、反則時間切れなど。」は止めの宣告ができるとした。しかし、「止めの表示」も宣告と同じ扱いであり、時計係は試合時間を停止させる。また、原則として宣告、通告は主審が行い、試合の進行運営を司ることから、副審の宣告があった場合でも、主審は「止め」をかけ、試合者を開始位置にかえすことが一般的に行われてきた。同62年の規則は上述の取り扱いを主審副審の表現でなく、審判員の通告としてまとめ、「止め」は宣告でなく、「通告」として用語の整理をした。その用

Table 4. Standerd of judgement

昭和 44 年 規 則	同 54 年 規 則
<p>第 3 章 試合の種別および方法</p> <p>第 9 条 個人試合</p> <p>3. 制限時間内に勝敗が決まらないときは、延長戦を行い、先に 1 本とった者を勝ちとする。</p> <p>但し、判定、抽せんによって、勝敗を決め、あるいは引き分けとすることもできる。</p>	<p>第 3 章 試合の種別及び方法</p> <p>第 9 条 個人試合は、次による。</p> <p>(3) 制限時間内に勝敗が決まらないときは、延長戦を行い、先に 1 本取った者を勝ちとする。</p> <p>但し、判定、抽せんによって、勝敗を決め、あるいは引き分けとすることもできる。</p> <p>判定によって勝敗を決める場合は、次に示す基準により、総合的に判定する。</p> <p>ア. 姿勢 イ. 態度 ウ. 反則</p>
同 62 年 規 則 ⁷⁾	
<p>4. 判定または抽選により勝敗を決した場合はその勝者に対し 1 本を与える。</p> <p>5. 判定により勝敗を決する場合は次に示す基準により総合的に判定する。</p> <p>(1) 姿勢・態度 (2) 技 能 (3) 反 則</p>	

Table 5. Costume of player

昭和 44 年 規 則	同 54 年 規 則
<p>第 8 条 剣道具は面、小手、胴、垂を用い、服装は、稽古着、袴、またはシャツ、ズボンとする。</p> <p>(註) 剣道具の図解説明を入れる。</p> <p>(将来)</p>	<p>第 8 条 剣道具は、面、小手、胴、垂を用い、服装は、稽古着、袴とする。</p>
同 62 年 規 則 ⁷⁾	
<p>第 7 条 剣道具は面・小手・胴・垂を用い、服装は稽古着、袴とする。</p> <p>2. 試合着は胴紐の交差点に赤または白の標識を中央から二つ折りにて着け、中央の大垂に必ず所属団体名および姓を明記した布製の名札を着用すること。</p>	

語の整理はさらに一部改正があり、「合議」を通告とし、それ以外は全て宣告とした。

試合の終了（試合規則第12条）

昭和44年規則は時計係の合図の後、主審の宣告で試合を終了させていた。同54年規則は試合時間の終了までと明示し、試合時間の誤差がなくなった。そこで、審判は試合時間終了と同時の打突の

有効・無効の判定に注意がいる。また、昭和44年規則は「但し、主審がつばぜり合いを引き離すための時間は試合時間のなかに含む。」とあり、主審が「分かれ」「始め」の宣告で長い鏝競り合いを処理していた。同54年規則では鏝競り合いの処理は主審でなく試合者自身に委ねられたため、上述の但し書き及び審判規則の関連事項も削除した。同62年規則は用語の整理を行ったが、内容は同じで

Table 6. Place of Datotsu

昭和44年規則	同54年規則
第5章 打突 第19条 突部(咽喉) 但し、中学校は除く。	第6章 打突の部位 第16条 打突の部位は、次のとおりとする。 (4) 突部(咽喉、但し、上段及び二刀 に対しては胸部を含む)
同62年規則 ⁷⁾	

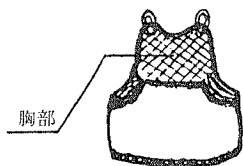


Fig. 3. Place of Tsuki.

Fig. 4. Place of Datotsu and name.

ある。
 打突部位(試合規則第16条4号)(表6)(図3,4)
 昭和44年規則は突部(咽喉)を「但し、中学校は除く。」としていたが、同54年規則はこれを削除し、突きわざは剣道の最も大切な基礎わざであることを示した。しかし、わざ修得の進展性や安全性などから、中学生の取り扱いが文部省の学習指導要領に準ずるとした。上述の咽喉の突きに加えて、相手が上段及び二刀の場合に限り「胸突き」を有効とした。これは単に試合に勝やすく、有利であるということから上段をとり、とらせるという実情で剣道の基礎的内容の修得がなおざりにされる傾向にあった。さらに、二刀の場合はもちろん、上段の場合は片手わざがほとんどで「片手わざはとくに正確なものとする。」という有効打突の判定基準から、内容是正の規則はできるが、実際は頻度の多い上段に対しては、ほとんど規制できない状態であったからである。剣道の技術的精神的内容を含めた基本の発展性は、中段の構えによる攻防から学び修練することが大切であることを明示した。

上段(二刀)に対する「胸突き」は「上段とは上段にとってからおろすまでとする。」とあり、上段者の両腕の下から突くことであることから、流動的で押えきれない上段の内容の解決の一つになる。その他、胸突きの安全性の過去の資料がなく、検討の余地があるが他のわざの取り扱いと同様、剣道の精神をもとに、正しい攻防のあり方を修得し、試合・審判を実施することである。同62年規則はさらに詳細にし、図解したところに特徴がある。また、突部の咽喉を突き垂部と改称したように道具名で明示した。

有効打突³⁾(試合規則第17条)(表7)

昭和44年規則では「竹刀の全長1/3(剣先より)弦の反対側で、突は剣先で打突の部位をそれぞれ正確に」となっていたが、同54年規則は「竹刀の打突部で打突部位を正確に」とした。さらに「追い込まれながらの打突はとくに確実でなければならない。」を加えた。このことは、相手を追い込んだときの打突は十分な氣勢において相手を圧倒しているため、打ちは軽くとも有効になる場合があ

Table 7. Yūkō Datotsu

昭和44年規則	同54年規則
<p>第20条 有効な打突は、充実した氣勢、適法な姿勢をもって「竹刀」の全長の1/3（剣先より）弦の反対側で、突は、剣先で打突の部位をそれぞれ正確に打突したものである。</p> <p>片手の打突は、とくに確実であること。なお、次の場合における正確な打突も有効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「竹刀」を落とし、または、倒れた者に直ちに加えた打突。あるいは倒れた者が直ちに加えた打突。 2. 場外に出ると同時に行われた打突。 3. 試合時間終了の合図と同時に行われた打突。 	<p>第17条 有効打突は、充実した氣勢・適法な姿勢をもって竹刀の打突部で打突部位を正確に打突したものである。</p> <p>但し、片手の打突、追い込まれながらの打突はとくに確実でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 次の場合における正確な打突も有効とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 竹刀を落とし、又は倒れた者に、直ちに加えた打突。あるいは倒れた者が、直ちに加えた打突。 (2) 場外に出ると同時に行われた打突。 (3) 試合時間終了の合図と同時に行われた打突。 3. 次の場合は有効としない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相打の場合 (2) 剣先が相手の体について生きている場合 (3) 見苦しい引き揚げをした場合
同62年規則 ⁷⁾	
<p>(有効打突)</p> <p>第17条 有効打突は充実した氣勢、適法な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 片手の打突、追い込まれながらの打突はとくに確実でなければならない。 (2) 鏝競り合いからの後の技はとくに確実でなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 次の場合における正確な打突も有効とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 竹刀を放しまたは倒れた者に直ちに加えた打突。 (2) 場外に出ると同時に行われた打突。 (3) 試合時間終了の合図と同時に行われた打突。 3. 次の場合は有効としない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相打ちの場合。 (2) 剣先が相手の上体前面について相手を制している場合。 	

るが、追い込まれたときは一挙に相手の圧力をはね返すのに十分な確実さがなく有効と認めないということである。さらに、次の場合は有効としないとする三カ条を加えた。

1、「相打ちの場合」とはとくに正面打ちの例が多いが、双方が同じ部位または違う部位を同時に打突したと判断した場合は有効としない。気・体勢、打突の部位、間など判断の資料としている。

2、「剣先が相手の体について生きている場合」と

は、打突の意思がなく、相手の身体に竹刀をつけている状態では、単に相手につけていれば打突されても有効とはならないという考え方で、この際の打突は確実であれば有効とされる。しかし、気・体勢とも備えられ、剣先がしっかりと生きていれば有効とされない。

3、「見苦しい引き揚げをした場合」とは、有効打突は打突前、打突時の状態、打突後の態度など総合して決定すべきであるとした。このような観点

から、打突後の残心のない見苦しい引き揚げをした場合は有効打突の宣告を撤回できるとした。主審が有効打突の宣告を行った時点で、時計係は時計を止め、その後の残心までの動作は従来通りの試合時間にはならない。打突後の残心は直線的であり、余勢が少々伸びても試合場、内外を問わずあとの態度がよければよいとし、必ずしも中段に構えなくとも気・身構えがあれば十分であるとした。但し、場外に出た場合残心がとれないことがあるので注意がいる。また見苦しい引き揚げで有効打突が取り消された場合は反則はとらない。その他、有効打突がない場合でも引き揚げ行為を伴う打突はスタンドプレーであり、勝ちを故意に示す動作であることから「試合の公正を害する行為」として反則とする。但し、場外に出た場合は場外反則としている。以上のことから、審判員は有効打突の宣告があっても残心まで見届けることが大切である。同62年規則は同54年規則の内容をほぼ採用しながらも「刃筋正しく」打突し、見苦しい引き揚げの用語を「残心」あるなしで明示した。また、鏝競り合いからのわざを積極的に出させるため「鏝競り合いからの後のわざはとくに確実でなければならない。」とした。

場外反則（試合規則第21条1号）（表8）

昭和44年規則は区郭線外にどの程度でたか、あるいは、どんな出かたを場外反則とみなすか、その取り扱いを明示したが、この内容の考え方が定着したので、同54年規則では削除した。また、同時に場外の事実について表示させていた線審の条項も削除した。この同54年規則は、追い込まれ、または見苦しい引き揚げを場外反則としていることから、場外に出た理由を考慮することを明示した。このことは積極的試合を奨励し、剣道にそぐわない行動をなくするために、場外反則を設けたことで、昭和44年規則とは概念がかわったといえる。具体的には打突に付随する行動、つまり、体押し、体当りなどの身体接触で自分または相手が場外に出た場合や打突行動に必要な余勢によって場外に出た場合は反則としない。但し、不法な押し出し、突き出しは反則であるので注意がいるとしている。追い込まれ、不用意なまわり込み、鏝競り合い時の不用意なまわり込み、見苦しい引き揚げによって場外に出た場合は反則とした。審判員は場外反則であるかどうか（双方または片方）を判断し、旗の意思表示で決定する。

同62年規則は同54年規則の余勢場外の判断の困

Table 8. Fall of Zhōgai

昭和44年規則	同54年規則
第22条 片足が完全に場外に出ること。あるいは、場外において身体の一部または「竹刀」で身体を支えた場合は、場外とする。 なお、倒れたときは、身体の一部が場外に出ること。但し、両者前後した場合は、前者を場外とし、両者同時と認められたときは共に場外とする。	第19条 試合者は、次の各号の行為をしてはならない。 (1) 追い込まれ、又は、見苦しい引き揚げをして場外に出ること。
同62年規則 ⁷⁾	
第21条 試合者が次の各号の行為をすること。 1. 試合中に場外に出ること。ただし有効打突の直告の後、取り消しのあった場合は除く。 場合に出るとは次のことを言う。 (1) 片足が完全に区画線から出ること。 (2) 区画線外において身体の一部または竹刀で身体を支えること。 (3) 倒れた場合に身体の一部が区画線外に出ること。	

難さや故意に引きわざで場外に出るなど試合者の悪用による試合内容の質の低下から、実際の取り扱いや規則の表現をほぼ昭和44年規則にかえした。当然のことながら、残心があり有効打突が成立すれば場外に出ても反則にならないが、有効打突があっても残心がなく場外に出た場合は有効打突の「取り消し」をされることから「場外反則」はとらない。ダブルペナルティはない。

竹刀放し（試合規則第21条3号）（表9）

昭和44年規則には明示されず、同54年規則は⁶⁾「竹刀は刀という観念から、自分の竹刀を落とした場合は試合不能として反則とした。竹刀を落とした場合とは竹刀が両手から離れて、着地した場合をいう。但し、暴力を加えた方を試合の公正を害する行為として反則とする。この場合の暴力とは、張る、払う、捲くなどの剣道の技術として通常認められている以外の方法で、ことさら必要以上の腕力を用いて相手の竹刀を打ち落す場合をいう。」としている。同62年規則では「竹刀放し」とし、従来の規則取り扱いを受けながらも、自己管理能力があるかないかを判断し取り扱うとした。

長い鏢競り合い（試合規則第21条4号）（表10）
昭和44年規則は打突の意思のない長い鏢競り合

いを主審が分かれさせ試合を続行させていたが、同54年規則は試合者が自主的に解消することを大前提とした。鏢競り合いの解消に積極性がうかがわれない場合は、主審の判断による20秒を目安に双方または片方に「注意」を与え、「注意」2回で反則1回とした。この場合、場外反則と同じ要領で旗の表示をし、旗2本で「注意」が成立する。しかし、反則の場合「なし」の表示ができるが、鏢競り合いの場合は必ず双方または片方に表示しなければならない。鏢競り合いの成立とその解消の判断資料は双方の竹刀が交差し、鏢と鏢が合うことを鏢競り合いの成立とし、一足一刀の間を切ることや、わざを出すなどを解消の判断の基本とする。しかし、間やわざ及びそれに付随する行動を原則として判断するが、性別、年齢、技能の発達段階、攻防の気・体勢などによってかなりの差があり流動的であるので注意がいる。また、鏢競り合いの解消とみせるため故意の不正確なわざは十分な体さばき、あるいは気合が伴っていなければ解消とみなされない。その他「相手に不法に手をかけ、または腕をもってかかえ込む、柄を相手の中柄に入れ、または下から拳を中柄に入れてこねあげる、公正を害する行為」があれば、主審は「止め」をかけ、合議によって反則を与える。この場合、主審「止め」の時点で、長い鏢競り合い

Table 9. Shinaihanashi

昭和44年規則	同54年規則
なし	(7) 自分の竹刀を落すこと。 但し、落した直後有効打突が加えられた場合は、反則としない。
同62年規則 ⁷⁾	
3. 試合中に自分の竹刀を両手から放し使用不能になること。 ただし放した直後に相手から有効打突が加えられた場合は「竹刀放し」反則としない。	

Table 10. Long Thubazeriai

昭和44年規則	同54年規則	同62年規則
なし	(9) 打突の意思のない、つばぜりあい。	4. 打突の意思のない鏢競り合いをすること。

のための「止め」と混同しないようにし、審判は鏢競り合いの状態では他の反則行為にも注意が大切である。同62年規則は同54年規則の内容を受けながらも罰則を強化した。「注意」は最初の打突の意思のない長い鏢競り合いのみで、次から反則扱いとした。結局3回行われると反則2回になり、相手に一本を与えることとした。その他、正しい鏢競り合いを「相互の竹刀の鏢元を接し、相手の竹刀を自己の竹刀の左側にして交差させる。」と試

合者の留意すべき事項に明示した。鏢競り合いは攻防の場であり試合者は積極的引きわざやその解消に努めなければならないが、審判員は不正な状態をその回数や持続時間などで判断し、違法な鏢競り合いとして成立させた場合は「公正を害する行為」として反則にとる。その他、鏢競り合いから分かれるため、故意に剣先で相手を突き放すと反則とした。

Table 11. Penalty

昭和44年規則	同54年規則
<p>第30条 第22条より第28条までの反則を犯した場合は、1回毎に通告し、3回犯したときは、相手方に1本を与える。 但し、双方共に1本を取り、しかも3回目の反則を双方同時に犯した場合は、反則として数えない。 第22条より第28条の反則事項は1試合を通じて(延長戦をふくむ)適用する。</p>	<p>第21条 第19条各号(9号を除く)の行為を犯した場合は、1回毎に通告し、2回犯したときは、相手に1本を与える。 第22条 第19条9号の行為を犯した場合は、1回毎に注意を与え、2回犯した場合は、同条所定の他の反則1回並に扱う。 第23条 双方共に1本を取り、しかも2回目の反則を双方同時に犯した場合は、反則として数えない。 第24条 第19条の反則は、1試合を通じて積算する。但し、判定による延長戦の場合は、この限りでない。</p>
同62年規則 ⁷⁾	
<p>(罰則) 第25条 第21条4項の行為を犯した場合、1回目は注意とし、2回目以降は反とする。 第26条 第21条4項を除く行為を犯した場合、1回ごとに反則とし、2回犯したときは相手に1本を与える。 第27条 第21条の反則は1試合を通じて積算する。 (罰則の相殺) 第28条 延長戦および双方共に1本を取っている場合、2回目以降に反則を双方同時に犯したとき審判員はその行為を相殺し、反則として数えない。</p>	

罰則(試合規則25・26・27・28条)(表11)

昭和44年規則は反則3回で相手に一本を与えていたが、同54年規則以来、2回で一本を与えるようになった。規則をかいくぐり剣道精神、理念にそぐわない行為をとりしまり、積極的剣道を奨励している。同62年規則は打突の意思のない鏢競り合いの「注意」は2回目から反則となったことは前述したが、「双方または片方」を「原則として片方」にしたことに、むやみに双方にしていたことを是正しようとした通達事項を規則に明示した。

このことから判定の困難さはあるが、鏢競り合いは休む時間ではなく、積極的引きわざ、相互の解消が重要な意味をもち、正しい鏢競り合いあるいはそれに付随する試合者の態度・行動で鏢競り合いのもつ反則事項を判断しなければならない。

以上、規則の主な事項について考察をすゝめてきたが、とくに有効打突の条件のなかで、昭和44年の規則までは打突後の残心は重要であるとしながらも規則上は明示されず、同54年の規則にはじめて、見苦しい引き揚げがあれば取り消すとし、

残心の必要性を明示したことから、試合の状況も引き揚げがなく一変した。なかでも若年層の打突行動が充実し剣道が本質的に相違を感じる程になった。同62年規則で「見苦しい引き揚げ云々。」の用語を「残心云々。」として明示した。

鏑競り合いは審判主体の「分かれ」「はじめ」が昭和44年規則、そして、同54年規則は長い鏑競り合い20秒間を目安に反則（注意）とする処置、これらの規則と並行して、鏑競り合いからの引きわぎは積極的に有効打突にしようとする申し合わせなど行われていた。同62年規則は打突の意思のない鏑競り合いの罰則の強化し、あるいは、鏑競り合いからの後のわぎは確実にできれば有効としないとした。以上のことから、鏑競り合いの解消は審判主体になっていた規則から、試合者双方に委ねられた規則にし、⁸⁾正しい鏑競り合いを遂行させ、緊迫感と積極的わぎの引き出しに終始工夫していることが規則の変遷にも伺える。

場外⁴⁾は昭和44年規則までは常に反則に直結し、断崖絶壁の色が濃く、打突を忘れた区郭線付近のもみ合いの試合が多かった。同54年規則は追い込まれ、不用意、見苦しい引き揚げの場外のみを反則とし、打突に付随した余勢で残心があれば場外に出ても反則としないとした。つまり、積極的試合をさせ、打突による勝敗を主体にした剣道の本質的特性を前面に押し出したもので、場外の概念は一変した。しかし、規則の悪用や審判の判断に支障をきたし、場外の取り扱い同62年規則は同44年規則に全面的に戻した。

上述のように剣道の質の核ともなる有効打突の扱いは当然のことであるが、鏑競り合いや場外に関するさまざまな内容がこれまでの改正の中核的内容であった。

まとめ

昭和44年、同54年、同62年の規則を比較検討しながら、戦後剣道の動向を考察してきた。

昭和54年改正は日本剣道形の統一的解釈と実施、剣道理念の制定、余勢場外など警察剣道における実践済みの規則、武道学科設立など指導者の育成や申し合わせ事項の整理など改正への基盤となる

剣道に関する諸条件が整い、時が熟してその運びとなっている。今回の62年規則も前述した通り、剣道の実践に対する基本的内容を整備した。これはさまざまな社会的背景が直接間接に起因していることが伺える。つまり、剣道の内容に関する事項や規則そのものの系統性、明確化を前提に整理され、国際化にも適応できるようにした。

以上のように剣道の試合はそのあり方に大きな比重をもっている。ましてや試合至上主義的風潮にある現今、正しい剣道や理念とに隔差を生じ、問題が種々湧出していることから、規則やその運用は非常に重大になってきているといえる。

また、時代の要求に即し改正され変遷している規則はその表現の細文化、明文化にしたがい、従来、以心伝心、教外別伝としてその本質的なものを取り扱ったとする剣道の内容が形式化され、歪められていくことも考えられることから、取り扱いには十分注意が必要である。

今後も規則の改正は予測できることから、それらに必要な諸条件を十分に把握することや規則のあり方を追求し、正しい創造の普及奨励、21世紀へ伝承していく剣道の創造に努力しなければならない。

参考文献

- 1) 国分国友：ひとつばし資料31号—橘出版、東京 1979、pp 5-17
- 2) 国分国友：ひとつばし資料—橘出版、東京 1981、pp 38-42
- 3) 国分国友：鹿屋体育大学研究紀要2、93-99、1987
- 4) 村山輝志 国分国友：剣道試合審判規則、スキージャーナル社 東京 1976、pp 64-210
- 5) 全日本剣道連盟：剣道試合審判規則、全日本剣道連盟 東京 1969、pp 1-23
- 6) 全日本剣道連盟：剣道試合審判規則、全日本剣道連盟 東京 1979、pp 1-28
- 7) 全日本剣道連盟：試合運営上留意すべき事項剣道試合審判規則、全日本剣道連盟 東京 1987、pp 1-43
- 8) 全日本剣道連盟：全剣連会報、全日本剣道連盟 東京 1987、p 6